

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する
要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、
令和6年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	2,260
普通作業員	1,890
軽作業員	1,450
造園工	2,220
法面工	2,670
とび工	2,550
石工	2,950
ブロック工	2,690
電工	2,370
鉄筋工	2,580
鉄骨工	2,420
塗装工	2,770
溶接工	2,750
運転手(特殊)	2,740
運転手(一般)	2,320
潜かん工	3,700
潜かん世話役	4,590
さく岩工	3,440
トンネル特殊工	3,920
トンネル作業員	2,900
トンネル世話役	4,370
橋りょう特殊工	3,180
橋りょう塗装工	3,240
橋りょう世話役	3,830
土木一般世話役	2,770
高級船員	3,300
普通船員	2,590
潜水土	4,140
潜水連絡員	2,710
潜水送気員	2,800
軌道工	3,440
型わく工	2,800
大工	2,580
左官	2,620
配管工	2,240
はつり工	2,790
防水工	2,680
板金工	2,560
内装工	2,720
ガラス工	2,680
建具工	2,360
ダクト工	2,320
保温工	2,390
設備機械工	2,710
交通誘導警備員A	1,570
交通誘導警備員B	1,390